

社会福祉法人くすの木福祉事業会

役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人くすの木福祉事業会（以下「法人」という）の役員（理事及び監事）及び評議員、並びに評議員選任解任委員、第三者委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定める。

（報酬等の支給）

第2条 当法人は、役員等に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 当法人職員を兼務し、職員給与が支給されている者に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しない。

3 理事長の報酬は、理事長の職に就いた日の属する月からその職を離れた日の属する月まで支給する。

（報酬等の額の算定方法）

第3条 理事長の報酬は、別表1により支給する。

2 役員等（理事長を除く）が会議に出席したとき、理事長の命を受けて法人業務の執行にあたったときは、別表2により報酬を支給する。

（費用弁償）

第4条 役員等がその職務の執行にあたって負担した費用の弁償については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

2 役員等が法人業務のため出張する場合は、前条に定める報酬及び旅費を支給することができる。この場合の旅費は社会福祉法人くすの木福祉事業会旅費規程による。

(支給の方法)

第5条 理事長の報酬は、毎月25日（職員給与規程第4条に準ずる）に支払うものとする。

2 役員等（理事長を除く）の報酬及び費用弁償は、業務の都度支払うものとする。

3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改正)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

本規程の制定に伴い、令和2年4月1日をもって社会福祉法人くすの木福祉事業会役員報酬および費用弁償規程を廃止する。

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月12日から施行する。なお、改正後の理事長の報酬額は施行日以後新たに就任した者から適用する。

この規程は、令和7年6月11日から施行する。

別表 1（理事長報酬）

理事長業務報酬	月額 80,000円
---------	------------

別表 2（役員等の報酬）

理事会、評議員会、評議員選任解任委員会への出席	日額 5,000円
監事監査	日額 10,000円
上記以外の法人及び施設業務	日額 5,000円

※法人本部又は法人事業所で行う会議等へ出席参加する場合の旅費は支給しない。

※複数の会議等が同日に開催される場合は、いずれかの報酬を支給する。